相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市八帖北町三八番地六、最後の住所愛知県半田市板山町二丁目一六五番地ケアビレッジ椿Ｇ室

被相続人　亡　林　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

愛知県半田市昭和一丁目二九番地セントラル知多半田五Ｃ

相続財産管理人　弁護士　棚瀬　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市開町一三番地、最後の住所大阪府寝屋川市東大利町二〇番四号

被相続人　亡　永田　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　弁護士　川瀬まやな

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市材木町一二一番地、最後の住所兵庫県明石市材木町一三番二四号

被相続人　亡　政井ちよこ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号　ＪＲ神戸駅ＮＫビル六階　方円法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白川　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宍粟市山崎町金谷三四六番地、最後の住所兵庫県高砂市米田町島四〇五番地の四

被相続人　亡　山根タキヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

兵庫県姫路市岡町四〇番地　澤田・中上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区新在家南町四丁目一八番地四、最後の住所兵庫県明石市大久保町山手台三丁目五九番地の一県住一八棟三一四号

被相続人　亡　髙楯　威

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

神戸市西区平野町印路六番地の五　敦見司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　敦見　佳司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区宮本町二二一九番地、最後の住所神戸市垂水区仲田一丁目八番二号

被相続人　亡　佐久間ヒサヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号コウベセンタービル九階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市小原一三三番地一五、最後の住所岡山県津山市小原一三三番地一五

被相続人　亡　武元　数男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

事務所岡山市北区富田町二丁目六番七号

相続財産管理人　司法書士　相原　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市北内町二丁目六番、最後の住所愛媛県新居浜市本郷一丁目六番七号

被相続人　亡　越智　保彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

事務所愛媛県新居浜市西の土居町二丁目一番七号　相続財産管理人　加藤　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県室戸市浮津一五四〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹村　奉明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

高知県香美市香北町美良布一一五〇番地三

相続財産管理人　司法書士　宮下　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市東区西戸崎五丁目四番、最後の住所福岡市東区西戸崎五丁目四番一五号

被相続人　亡　松下　俊司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目一四番一七号

相続財産管理人　司法書士　山下　佑介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区米屋町三丁目八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松田　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

事務所熊本市中央区琴平一丁目一番二六号

相続財産管理人　司法書士　島田　留里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡都農町大字川北五八七二番地、最後の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北五九〇〇番地　被相続人　亡　黒木　雅彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

宮崎県児湯郡都農町大字川北四七五七番地

四　相続財産管理人　黒木今朝満

第４期決算公告

平成29年10月17日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目262番地16

関東建設マネジメント株式会社

代表取締役　藤田　清二

貸借対照表の要旨

（平成29年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,846,948	流動負債	1,140,254
固定資産	106,226	固定負債	72,636
		株主資本	740,284
		資本金	9,500
		資本剰余金	9,500
		資本準備金	9,500
		利益剰余金	724,134
		その他利益剰余金	724,134
		（うち当期純利益）	(243,971)
		自己株式	△2,850
資産合計	1,953,175	負債・純資産合計	1,953,175